

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、函館市内における宿泊を伴う旅行商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊事業者に対し、予算の範囲内において、宿泊代金等から割引額を助成金として交付する函館市観光誘客促進事業「はこだて割」（以下「はこだて割」という。）を実施することとし、その助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業実施者)

第2条 函館市（以下「市」という。）から「はこだて割」の運營業務を委託された者（以下「事務局」という。）が助成金の交付を実施する。

(対象商品)

第3条 助成金の対象となる商品（以下「対象商品」という。）は、市内にある宿泊施設等での宿泊サービスを伴う宿泊旅行商品および交通付き旅行パッケージ商品（以下「パッケージ商品」という。）とし、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 宿泊旅行商品 1人1泊当たり（部屋貸しの宿泊旅行商品にあつては、1室1泊当たり）の販売価格（消費税および地方消費税ならびにサービス料の相当額を含む。以下同じ。）が3,000円以上であること。

(2) パッケージ商品 1人当たりの販売価格が10,000円以上であること。

2 対象商品の販売に際しては、「はこだて割」の対象商品であることを明らかにするため、本来の販売価格および助成を受けた後の販売価格と併せ、助成金の額（「はこだて割」による割引額をいう。）を明記するものとする。

3 対象商品の販売ならびに対象商品に伴うツアーの実施および宿泊サ

サービスの提供にあたっては、国が定める「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」および「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準拠するものとする。

4 対象商品に係るサービスを提供する各施設等は、北海道が定める「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施し、または業界団体が示すガイドラインを参考に感染予防の対策に継続的に取組むなど、宿泊者が安心して利用できる環境を提供するものに限るものとする。

5 助成金の対象となる期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの利用分とする。

6 第1項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは助成金の対象外とする。

(1) 国による緊急事態宣言の発令期間中

(2) 国によるまん延防止等重点措置の発令期間中

(3) その他、市が感染症により「はこだて割」の停止等を決定した場合

(4) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為

(5) その他、事務局が不相当と認めるもの

7 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、宿泊旅行商品およびパッケージ商品の販売について助成の対象とすることができる。

8 第6項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合であっても、市長が特に認めるときは、市長が別に定める日までに既に予約、購入された宿泊旅行商品およびパッケージ商品について助成の対象とすることができる。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる商品の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、対象商品の購入1回につき3連泊分までの額を上限とする。

(1) 宿泊旅行商品 販売価格の2分の1以内の額とし、1人1泊当たり（部屋貸しの宿泊旅行商品にあつては、1室1泊当たり）10,000

円を上限とする。

(2) パッケージ商品 1人1泊当たり5,000円とする。

2 対象商品の購入回数に制限は設けないものとする。ただし、同一の宿泊施設等に係る対象商品を複数回に分けて購入し、実質的に4連泊以上の利用となる場合（当該利用の途中におけるチェックアウトの有無を問わないものとする。）においては、前項の規定にかかわらず、当該利用の初日から起算して、3連泊分までに限り助成金の対象とする。

（対象事業者）

第5条 助成金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内にある宿泊施設を運営する者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」または同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」または同条第3項の「簡易宿所営業」を営むもの

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により「住宅宿泊事業」を営む旨の届出をした者

(2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者のうち、北海道内に本社または支店（営業所等）があるもの

(3) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者

(4) 対象事業者として事務局が適当と認める者

（対象事業者の遵守事項）

第6条 対象事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを利用して
いる者

(2) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

(3) 国が定める「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」および「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準拠し、これらに対応する準備が整う前において対象商品の販売を開始してはならない。

(4) 当事業により宿泊サービスの提供を受けようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。

（キャンセル料についての取扱い）

第7条 対象事業者は、第3条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当し、購入者が既に予約していた宿泊旅行商品またはパッケージ

商品をキャンセルした場合のキャンセル料については、当該購入者に求めないものとする。

2 対象事業者が前項のキャンセルにより生じた損害のうち、市長が特に認める費用については、助成予定額の範囲内で市が負担するものとする。

3 前2項の規定を適用するにあたり必要な事項は、別に定める。

(助成金の交付申請)

第8条 「はこだて割」への参加を希望し、助成金の交付を受けようとする対象事業者は、別に定める期限までに、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を事務局に提出するものとする。

(1) 函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付申請書（別記第1号様式または別記第1号様式の2）

(2) 誓約書（別記第2号様式）

(3) 口座確認書（別記第3号様式）

(4) 前号の指定口座通帳の写し

(5) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の申請書類の提出は、インターネット申請の方法によることを原則とする。ただし、インターネット環境がない等やむを得ない事情がある場合は、郵送による提出を認めるものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 事務局は、前条の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、市と協議の上、助成金額を決定し、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(販売状況等の確認および交付決定額の変更)

第10条 事務局は、前条の交付決定を受けた事業者（以下「参加事業者」という。）ごとの対象商品の販売状況等を日々確認するものとする。

2 事務局は、参加事業者ごとの販売状況等を勘案し、市と協議の上、前条の規定により通知した助成金額を変更することができる。

3 事務局は、前項の規定により助成金額を変更したときは、函館市観

光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付決定変更通知書（別記第5号様式）により当該参加事業者へ通知するものとする。

（月次報告および月次請求）

第11条 参加事業者は、当月末までの販売実績等について翌月15日までに、月次報告の書類を事務局へ提出しなければならない。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

2 参加事業者は、前項の月次報告に併せて、月次請求書を提出することができる。

3 事務局は、参加事業者から前項の月次請求書の提出があったときは、第1項の月次報告の内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

（実績報告）

第12条 参加事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書等を事業完了の翌月15日までに事務局へ提出しなければならない。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

（助成金の請求）

第13条 参加事業者は、前条の実績報告書等と併せて函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金請求書を事務局へ提出するものとする。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

（助成金の交付）

第14条 事務局は、第11条第3項および前条の規定により適正な請求書を受領した日から30日以内に、当該参加事業者の指定口座に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付条件）

第15条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 参加事業者は、「はこだて割」に係る経費について、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

(3) 参加事業者は、「はこだて割」に関する帳簿および証拠書類を整

備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(状況報告および調査)

第16条 事務局は、必要に応じて参加事業者から報告を求め、または調査することができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 事務局は、参加事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金を交付した後においても適用する。

(助成金の返還)

第18条 事務局は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、参加事業者の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた参加事業者は、事務局が指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第19条 参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第20条 この要綱に基づく手続および「はこだて割」の実施に関し、参加事業者が不利益を被る場合であっても、市および事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長 様

所在地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名
旅行業登録番号

㊟

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付申請書

標記事業に参加し、助成金の交付を受けたいので、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 対象事業者区分

(1)	「旅館・ホテル営業」を営む者	(3)	旅行会社（旅行業の登録を有する）
(2)	「簡易宿所営業」を営む者	(4)	OTA

※ 函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第5条に定める対象事業者のうち、該当する区分に○を記載すること。

2 施設情報(対象事業者区分(1)および(2)のみ)

保健所に届け出している客室数	室
----------------	---

3 2019年の邦人販売実績

	2019年1月	2019年2月	2019年3月	合計
2019年同月の函館市内 宿泊商品の邦人販売額	円	円	円	円

4 2019年の邦人販売人泊数

	2019年1月	2019年2月	2019年3月	合計
2019年同月の函館市内 宿泊商品の邦人販売人泊数	人泊	人泊	人泊	人泊

5 関係書類

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 口座確認書（別記第3号様式）
- (3) 指定口座の通帳の写し（口座確認書に記載した内容が確認できること。）

6 連絡先

会社・施設名				
郵便番号・住所		〒		
連絡先①	職・氏名			
	電話番号		携帯電話(緊急用)	
	メールアドレス			
連絡先②	職・氏名			
	電話番号		携帯電話(緊急用)	
	メールアドレス			

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長 様

住 所
職・氏名

㊟

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付申請書
(住宅宿泊事業者用)

標記事業に参加し、助成金の交付を受けたいので、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 届出住宅

届出番号	届出年月日	届出住宅の住所	住宅宿泊管理者 (委託している場合)	宿泊可能人数
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人

2 関係書類

- (1) 誓約書 (別記第2号様式)
- (2) 口座確認書 (別記第3号様式)
- (3) 指定口座の通帳の写し (口座確認書に記載した内容が確認できること。)

3 連絡先

	住宅宿泊事業者 (オーナー) の連絡先	住宅宿泊管理者の連絡先
会社・施設名		
郵便番号		
住所		
電話番号		
メールアドレス		
ホームページ URL		

誓 約 書

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長 様

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱の規定に基づく決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 国が定める「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」および「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に準拠し、これらに対応する準備が整う前において対象商品の販売を開始しません。
- 3 北海道が定める「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施する、または業界団体が示しているガイドラインを参考に、感染予防の対策に継続的に取り組みます。
- 4 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 5 次のいずれかに該当し、購入者が既に予約していた「はこだて割」対象商品をキャンセルした場合のキャンセル料を当該購入者に求めません。
 - (1) 国による緊急事態宣言の発令期間中
 - (2) 国によるまん延防止等重点措置の発令期間中
 - (3) その他、市が感染症により「はこだて割」の停止等を決定した場合
- 6 事務局から定期的または随時求められる各種実績等の報告や調査に対し、誠実かつ滞りなく対応します。
- 7 助成金の不正受給があった場合は、法的な責任を負います。
- 8 この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

申請者名称
代表者役職
代表者氏名

印

令和 年 月 日

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長 様

所在地
申請者名称
代表者役職
代表者氏名

㊟

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」口座確認書

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」に係る口座情報について、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

（口座情報）

金融機関名	(銀行コード:)
本・支店名	(本・支店コード:)
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
名義人	

※ 名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入してください。
(正確に記入していないと、支払いができない場合があります)

※上記口座の通帳の写しを添付すること

令和 年 月 日

（対象事業者の氏名または名称） 様

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金の交付については、内容審査の結果、下記のとおり決定したので、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 施設名：
- 2 受付申請ID：
- 3 助成金の額 金 円
- 4 交付の条件等
 - ・ 交付要綱第10条第2項の規定により、助成金の額を変更することがあります。
 - ・ 交付要綱第15条の規定を遵守すること。
 - ・ 交付要綱第17条および第18条の規定により、交付決定の取消しおよび助成金の返還を行うことがあります。

令和 年 月 日

（対象事業者の氏名または名称） 様

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」事務局
事務局長

函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付決定変更
通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金の交付については、下記のとおり変更することと決定したので、函館市観光誘客促進事業「はこだて割」助成金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 施設名：
- 2 受付申請ID：
- 3 助成金の額（変更後） 金 円
- 4 交付の条件等
 - ・ 交付要綱第10条第2項の規定により、助成金の額を変更することがあります。
 - ・ 交付要綱第15条の規定を遵守すること。
 - ・ 交付要綱第17条および第18条の規定により、交付決定の取消しおよび助成金の返還を行うことがあります。